

一、景美人権文化園区

「景美人権文化園区」は新北市新店区に位置しており、面積は 3.64ヘクタールで、戒厳令が敷かれていた時代に、数多の政治的受難者を拘束し、告発、裁判から監禁までを執行した場所で、その歴史的背景は次の様になっております。

1.台湾に戒厳令が施行された時代:

1949年～1987年

中華民国台湾地区では、1949年 5月 20日から戒厳令が施行され、1987年 7月 15日に解除されるまで、38年の長きにわたって戒厳令時代が続き、数多の人権侵害事件が発生しました。

「戒厳令時代」の台湾では、戒厳地域内の最高司令官及び軍事機関に下記の重大な権力が付与されました: 結社集会、デモ及び請願、ストライキ等を禁止し、言論、講義、新聞等の自由を制限し、ひいては宗教活動を禁止し、個人の書簡、電報等の内容を検査し、家宅捜索を行うなどの権力です。

《戒厳法》第八条によれば: 軍事機関は刑法上の内乱、外患、秩序妨害、公共危険、貨幣や有価証券及び文書の偽造等の罪、並びにその他特別刑法の罪を犯した者に対し、「自ら審判するか或いは裁判所に引渡し審判するを得」、と規定されています。

換言すると、戒厳地域内の軍事機関は《憲法》第九条に定められた: 「人民は現役軍人を除き、軍事裁判に付されず」という規定の制限を受けず、刑法の特殊罪及び特別刑法の罪を犯した者を軍事裁判に掛けることができます。《戒厳法》の如上の規定により、台湾は戒厳令が施行されていた期間中、「政治案件」が続出し、関わりを受けた者の大多数が現役軍人でなかったのに拘わらず、軍事検察機関によって検挙され、軍事法廷で裁きを受けたのです。

国防部(防衛省相当)は軍法幹部人数の不足で激増する「政治案件」を処理しきれないのに鑑み、1950年代の初頭に国防部軍法学校を設立したのがあります。

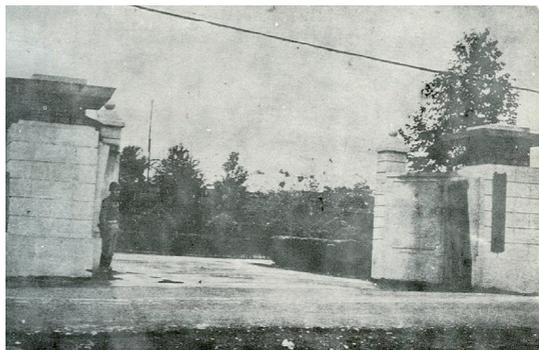
2.軍法学校時代:

1957年～1967年

中華民国政府が 1949年 12月に台湾に移転した後、国防部(防衛省に相当)は軍法幹部を育成するため、1954年に「軍法人員訓練班」を台北市中正路128号に設置、その後 1955年 11月、新店秀朗橋に隣接し今は景美人権文化園区と呼ばれている場所に移転しました。

当時軍法幹部が不足していたため、1957年に国防部(46)増堅字第 0264号指令により、軍法人員訓練班を「軍法学校」に昇格し、高校卒の学生を募集して4年の教育を施し、軍法幹部の育成を強化することにしたのです。

軍法学校創設当初の校舎の建物は、その多くが木造の平屋で、現在の園区になお兵舎、中正堂(講堂)図書閲覧室等が残存しております。軍法学校は1967年に政治工作幹部学校(現「国防部政治作戰学院」)に吸収編入されてこの地から移転しました。当時秀朗橋は未だ拡大工事が施されておらず、キャンパス正門の位置も現在の園区の脇に設けられておりました。



軍法学校 校門



警備総司令部軍法処時代の監房一隅（蔡金堅氏提供）

3. 警備総司令部軍法処と国防部軍法局 併設時代:

1967年～1980年

かつて軍法関係の機構が集中していた青島東路3～7号の敷地は、1966年に民間に払い下げが決まり、今までそこにあった警備総司令部軍法処と国防部軍法局等の機構が移転を余儀なくされることとなりました。

こうして1967年4月27日以降、国防部軍法局と警備総司令部軍法処等の機構は、青島東路営舎区から元軍法学校跡地に移転したのです。

然し、国防部の諸機構が転入したことで、元来の建物だけではならず、下記幾つかの建物が新築されました。それは、第一法廷、軍事法廷、軍法処と軍法局の拘置所などで、他に国防部軍法局と警備総司令部軍法処がそれぞれ庁舎一棟を新築し、周囲には警備と監視のために高塀と監視硝が設置されました。

「軍事法廷」は強化煉瓦作りの平屋で、左右二つの小部屋と中央に大ホールの計3ヶ所の法廷があり、警備総司令部軍法処が1967年以降処理した案件の大多数はこの場所で行われ、その他、死刑囚の身元確認や最終訊問等すべてここで施行されたものです。

1977年には軍法学校の元バスケットボールコート跡地に「第一法廷」を増設し、1980年3月18日から九日間にわたり行われた「高雄（美麗島）事件」の軍事裁判は正にこの法廷で執り行われたものです。

第一法廷は強化煉瓦作りの平屋で、建物の中は大型法廷一室と待合室、評議室等があつて、本園区内で最大の法廷です。戒厳令が敷かれていた時代の重大案件の裁判は、殆どがこの法廷で裁かれたものです。たとえば、史上初の公開裁判となった美麗島事件及び江南案、更に余登發親子叛乱嫌疑案等は、皆ここで裁かれ、本園区で人権史上最も重要な場所の一つだと言えるでしょう。

園区の南側は元来軍法学校の運動場があった所ですが、そこに国防部軍法局と警備司令部軍法処がそれぞれ看守所（拘置所）を建設し 1968年に落成しました。それ以降、軍事犯、一般重罪犯、政治犯等は「警備総司令部軍法処看守所」に、また国防部直属機構の軍人犯罪者は「国防部軍法局看守所」に監禁するようになりました。

国防部軍法局が使用したのは園区の東側で、現在なお国防部自動車両補修大隊が使っている場所を包括し、元来の行政管理区域は引き続き執務用に与えられ、また「中正堂」は各機構共用の講堂として使用されました。

このように園区は二つの政府機構が使用したのですが、互いの間を分ける垣根は作られず、ただ囚人が移動の過程で逃亡するのを防ぐため、二ヶ所の看守所（拘置所）の間に塀が建てられました。

4. 警備総司令部軍法処時代： 1980～1991年

国防部軍法局は1980年に公館に移転しましたが、法廷及び看守所は本園区内にそのまま残されました。1987年に台北県政府が都市計画を修訂した際、園区北側に位置する敷地4ヶ所が公路局に徴収されました。

また秀朗橋及びそれに通ずる道路を40メートル幅の路面に拡大するため、景美園区は12メートル幅ほど後退して余分の土地を橋と道路の構築に供し、そして新たな界を設けるため、園区北側に塀と監視哨を増築し、更に正門ゲートと守衛詰所及び面会室とを秀朗橋入り口に設置しました。

その後、鉄筋コンクリート二階建てのビルを新築し、また園区北西にあった建物をバドミントン及びバスケットボールのコートに改造し、併せて文書室を新築しました。

1979年末に美麗島事件が勃発した後、仁愛楼西側に4部屋の獄室だけを擁した小型の拘置所を新築し、1981年以降は軍事情報局看守所として使

われました。

1984年には江南案が発生し、国防部情報局長汪希苓が無期懲役及び公権剥奪終身の刑に処せられましたが、蔣経国総統の意を受けた郝柏村参謀総長の命により、1985年に警備司令部軍法処看守所に新たな建物を建設して、汪希苓局長を収容しました。

その際、軍法所は園区右側にあった小池と花壇を整地して、その上に垣根で園区の他の場所と隔絶した一階建ての建物を新築（汪希苓軟禁区と称された）し、汪希苓情報局長の獄室に充てました。そこには生活に必要な諸設備が完備しており、書斎、客間、及び寝室が揃っていて、汪希苓局長と胡儀敏副局長二人がそこに収容されました。

然し、胡儀敏副局長は3ヵ月後に他所に移り、汪希苓局長一人を残して3年余の投獄生活をここで過ごしましたが、その後不整脈と鬱病を患い、陽明山にある情報学校に移住しました。当時、諸設備が整ったこの建物には、汪希苓の家族が自由に出入りして世話を焼いたり、側にいて上げることができましたが、汪局長は1991年1月21日に二度の減刑で仮釈放されました。それに先立って、汪希苓が情報学校に移されてからは、この建物は再び獄室として使われることはありませんでした。



汪希苓前情報局長軟禁区

5. 国防部管轄下の裁判所・検察庁として 使用された時代:

1992～2006

警備総司令部は1992年に廃止され、その管轄下にあった軍法処看守所は軍管区海岸巡防司令部看守所に改められました。

1999年には軍事審判法が修訂裁可を経て施行されることになり、国防部北部地方軍事法院（裁判所）、北部地方軍事法院檢察署（検察庁）、高等軍事法院、高等軍事法院檢察署、最高軍事法院、最高軍事法院檢察署等の裁判所・検察庁が設置され、同時に国防部北部地方軍事法院檢察署拘留所も園区内に設けられましたので、本園区の名称は「国軍新店復興營区」と改められました。その後「海巡部看守所」も国防部北部地方軍事法院檢察署看守所に変革されました。

この時期の園区の建物には大きな変化がなく、国防部自身も当時既に新庁舎の建設を企画しておりましたが、2001年に当時の呂秀蓮副総統が園区に視察に来た際、国防部に庁舎新築の計画があることを聞き、園区を旧状のまま保留するようとの構想を提起しました。その後行政院（内閣）は園区保全の計画を文化建設委員会と国防部の間で調整するよう求めましたので、国防部の庁舎新築計画は取りやめになりました。

2002年7月、総統府人権諮問小組の会議で、園区の現状を妥当に保存するようとの決議がなされ、翌8月には景美軍事看守所を「動員戡亂時期軍法審判記念園区」として建設することを決定しました。その後行政院は2005年6月21日、園区名称を「動員戡亂時期軍法審判記念園区」と定めましたが、11月3日に「戒嚴時期軍法審判記念園区」に改めました。

6. 行政院文化建設委員会に業務移譲されてから今までの経緯

2007年～

行政院文化建設委員会（以下文建会と略称）は、2002年以降国防部と園区保存工作に就いての協議を重ね、2007年には上記軍事裁判所と検察庁の外部移転と土地・建造物移譲手続きを完了しました。文建会は同年10月1日に台北县政府に書簡を送り、本園区を歴史的建築物として登録するよう要請しました。それを受け、台北县政府は直ちに「新店二十張景美軍事看守所」を台北県歴史的建築物としての登録を完了しました。

園区が最初に展開した保存工作の名称は、「動員戡亂時期軍法審判記念園区」で、2007年にはすべての修繕の仕事を完成させ、世界人権デーに合わせて最初の展示活動を行う前に、当時の陳水扁総統が園区名称を「台湾人権景美園区」と改称しました。

2007年11月16日から爾後一年の間、園区は「財団法人彭明敏文教基金会」の管理に任せられ、一連の政治的人権を主題とした展示や活動を展開しました。同基金会はその後委託管理契約を更新しなかったため、2008年11月16日以降は、文化建設委員会がタスクフォース編成方式で園区の経営管理を行うことになりました。

2007年末までに園区の対外開放を実現するため、当時の文建会は2002年以降、積極的に外部委託により、歴史の研究、展示脚本の書下ろし、関連文物及び史料の蒐集、史料版權の譲与、展示企画、園区空間の相対的企画、建築物の修復設計、修繕工事等の業務を進めました。

台湾が2008年5月に第2回目の政権交代を経験した後、文建会は数回の検討を経て、2009年2月27日に園区を「景美文化園区」に改称しましたが、多数の人権文化団体の反発を呼び、同年4月30日に園区で公聴会を開催して改名の協議を行いました。

公聴会では大方の意見を考慮し、出席者大多

数の賛同を得て、名称中の「人権」二字を保留し、「景美人権文化園区」と呼称することを決議し、6月4日に行政院の同意により正式名称が決定され現在に至っております。

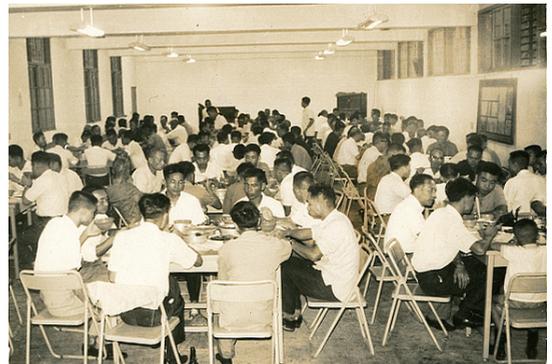
園区が文建会に移管されて以降、空間現状の維持を原則とし、国防部の段階的逐次遷移計画に呼応して、元来の入口は国防部軍事檢察機構がそのまま継続使用し、別に西側の文書室とバドミントンコートを駐車場に改築しました。

元来の守衛詰所は警備室に改められ、高等裁判所及び檢察庁の位置に行政センターと参観者ガイド・サービスセンターを設け、南側のバスケットボール・コートを改造してできた「白鳩広場」と池とが連結して、園区入口のイメージ・オブジェを構成しています。

2010年7月22日、文建会の前主任委員盛治仁氏が、将来「国家人権博物館」を設立し、その下に景美、緑島の二つの記念園区を統括して、博物館の4大機能である調査研究、収蔵保存、展示出版、教育推進を主軸として企画し、歴史的場域を再現して、人権教育の目的達成を図るとの考えを明らかにしました。



遊芸会スナップ写真



食事風景



売店実景復原



食堂実景復原